

# 川崎市先端産業創出支援制度 (イノベート川崎)のご案内

川崎臨海部において、人類共通の課題解決と国際貢献に資する先端産業の創出と集積を促進するため、環境、エネルギー、ライフサイエンス分野の先端技術の事業化を支援します。

## 1. 基本的な方針

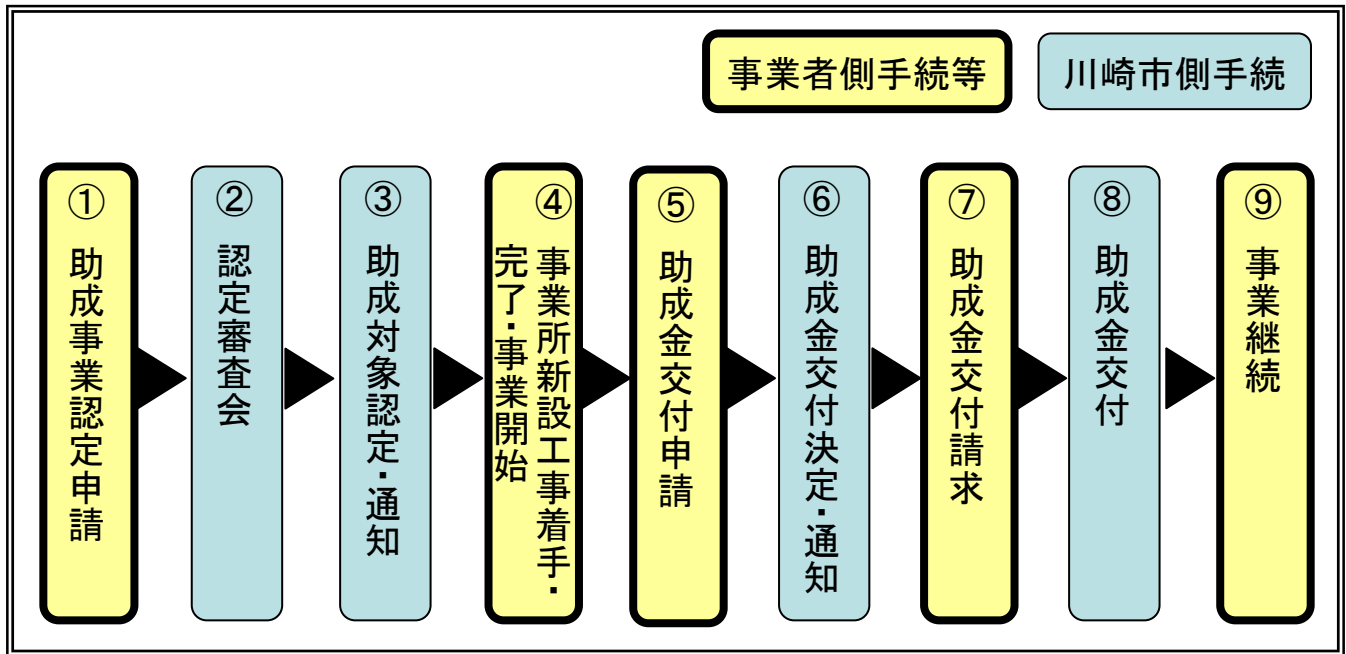
- 国際環境特別区構想を一層推進し、人類共通の課題解決と国際貢献に資する環境、エネルギー及びライフサイエンス分野における先端産業の創出と集積の促進
- 先端産業の創出にあたり、最も支援が必要とされる先端技術の事業化の初期段階に対する支援
- 本市経済の牽引役としての役割を担っている川崎臨海部の再生を確かなものとするにより、市内産業の活性化及び雇用の創出に対する先導的な役割を果たす



## 2. 制度内容

- **対象事業者** 環境、エネルギー、ライフサイエンス分野の先端技術を事業化するために事業所を新設する者  
  
※環境、エネルギー、ライフサイエンス分野:「科学技術基本計画」(平成18年3月28日閣議決定)の科学技術重点推進分野及び推進分野に定めるもの  
  
※先端技術:「技術戦略マップ2009」(平成21年4月経済産業省策定)及び「科学技術基本計画における重点推進分野及び推進分野の分野別推進戦略」(平成18年3月28日総合科学技術会議策定)に位置づけられた技術を基準として、専門家の意見を参考にして川崎市先端産業創出支援助成金事業認定審査会において認められたもの。
- **対象地域** 都市再生緊急整備地域  
(川崎殿町・大師河原地域、浜川崎駅周辺地域)  
地域再生計画の支援措置適用地区  
(水江町地内公共用地)
- **適用要件** 【最低投資額】  
大企業:50億円以上  
中小企業:10億円以上(市内中小企業:2億円以上)  
【雇用条件】  
大企業:50人以上(常用雇用者)  
中小企業:10人以上(常用雇用者)  
  
※中小企業:中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する会社及び個人
- **支援内容** 【助成対象経費】  
事業所の新設に伴う土地、建物、設備の取得等に要する費用  
(賃貸借及びリース料を含む)  
【助成率】:助成対象経費の10%  
【助成上限額】:10億円  
【交付方法】:事業開始後、3年度以内の分割交付  
  
※事業所:事業者がその事業の用に供するために設置する工場、研究所、事務所その他これらに類するもの。
- **事業期間** 平成20年4月1日～平成25年3月31日(認定申請受付期間)
- **認定手続** 認定審査会を設置し専門家の意見を参考にして認定の可否を決定

### 3. 手続きの流れ



- ① 助成金の交付を受けようとする事業者は、土地を取得する日(賃貸借の場合は契約締結日)又は事業所の建設工事若しくは設備等の設置等、事業所の設置工事に着手する日の30日前までに助成対象事業の認定申請を行ってください。
- ② 申請内容について、専門家の意見を参考に認定審査会において審査を行います。
- ③ 認定審査会における審査結果を踏まえ、認定の可否を決定し、申請者に通知します。
- ④ 認定日の属する年度を含め3年度以内に新設事業所において事業を開始してください。
  - ・土地の取得(賃貸借の場合は契約締結)又は事業所の建設工事若しくは設備等の設置等、事業所の設置工事に着手した場合は、10日以内に工事着手届を提出してください。
  - ・事業所の新設工事を完了した場合は、10日以内に工事完了届を提出してください。
  - ・新設事業所において事業を開始した場合は、10日以内に事業開始届を提出してください。
- ⑤ 新設事業所において事業を開始した日の属する年度内に助成金交付申請を行ってください。
- ⑥ 交付申請内容について精査を行い、適正な場合は交付を決定し、申請者に通知します。
- ⑦ 交付条件に基づき、助成金の交付請求を行ってください。
- ⑧ 助成金を交付します。(助成金は3年度以内の分割交付となります。)
- ⑨ 助成金受領後も認定を受けた事業計画に基づき、事業を継続してください。

### 4. 留意事項

- 新設事業所において事業を開始した会計年度の終了後10年以上事業を継続しなければなりません。
- 新設事業所において事業を開始した会計年度の終了後10年間、毎会計年度終了後、事業の状況報告を行わなければなりません。
- 新設事業所において事業を開始した会計年度の終了後10年間、助成対象経費の関係書類を保存しなければなりません。

## 5. 参考

### ●環境、エネルギー、ライフサイエンス分野の概要

(閣議決定:『科学技術基本計画』(平成13年3月30日)より作成)

環境分野	多様な生物種を有する生態系を含む自然環境を保全し、人の健康の維持や生活環境の保全を図るとともに、人類の将来的な生存基盤を維持していく取組を行う分野
エネルギー分野	将来的に懸念されるエネルギー供給不安に備え、エネルギー・セキュリティを確保する観点から現在の主力である化石燃料への依存の低下を目指すとともに、地球温暖化防止等の地球環境保全や効率化の要請に対応しつつ、安全で安定したエネルギー需給構造の実現を目指す分野
ライフサイエンス分野	我が国で今後本格化する少子高齢社会において、健康で活力に満ちた安心できる生活を実現するためのゲノム科学、医学・医療技術、食料科学・技術、脳科学といった分野

### ●技術戦略マップ2009

詳細は次のURLをご参照ください。

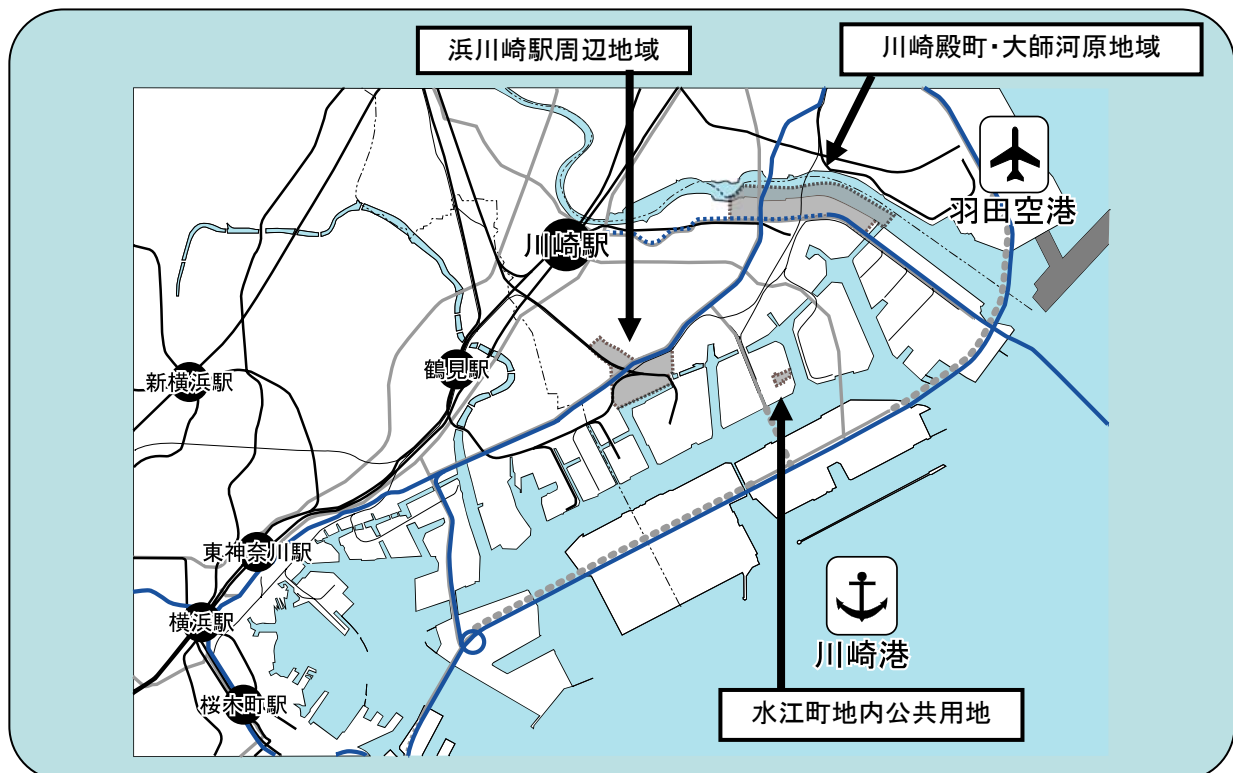
[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/kenkyu\\_kaihatu/str2009.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/kenkyu_kaihatu/str2009.html)

### ●分野別推進戦略

詳細は次のURLをご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihon3/index2.html>

### ●対象地域図



## 問い合わせ先

川崎市経済労働局産業振興部工業振興課

電話 044-200-2333

FAX 044-200-3920

参考URL <http://www.city.kawasaki.jp/e-news/info1081/index.html>